時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ逓送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ逓送料ヲ申受ク

月曜日、大祭祝日の翌日并に歳末年首等他の新聞紙休刊の日のみに時事新報の配達は一ヶ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受く

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五號活字ニテ	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

左の一篇は英國リヴアプール府に在る高橋義雄氏が同府の歳暮に際し所見を記して福澤先生に贈りたる書面あり書中英國貧富の懸隔甚しきも富人が隨時貧人の心を慰して貧富の關係を圓滑ならしむるの狀を敍するなど世人の參考に供す可きものあれば茲に掲げて讀者の瀏覽に供す　時事新報記者

リヴアプールの歳暮

暮れ殘りたる歳の尾も最早兩三すと相成り文壇定めて御多端の事と奉推察候異郷の歳暮は所感も亦格別に御座候ゆゑ昨今當地見聞の事實に就き一筆清覽に供す可く候其は他に非ず即ち英國貧富間の關係に御座候抑も歐米諸國にては貧富の懸隔異常にして世襲の貴族、商界の素封、錦衣玉食する其傍に赤脚蓬頭路頭に迷ふものも甚だ多く特に當英國の如き概して守舊實着にして人の世襲先有權を穢奪するやうの處分は古來甚だ稀なりしが故に世襲貴族は今以て鉅大なる封土資産を所有する事に之あり英國貴族の境遇は日本の貴族諸氏に比して一層仕合せ好きものありしやう被存候日本の貴族は王政維新の其後に殊勝にも其封土を朝廷に奉還して諸侯有の山林田野は當時官有地に編入せられたる事なれども當英國の貴族の如きは先祖傳來其封土を所有するのみならずチユードル家のヘンリー第八世を始め十五六世紀の國王が何か金子の入用あるに際し或は其封土を賣り或は橋梁船舶等の收税權を讓興したるを幸ひ彼の世襲貴族中往々之を買ひ入れたる向きも少なからず斯くて近時文明の進歩するに隨ひ鐵道用地と云ひ築港並に運河開鑿と云ひ或は船渠或は公園の敷地と云ひ貴族の所有に歸す可らざる土地柄は公共の會社等より其都度代價を貴族に拂ふて之を買ひ受くるの例にして現に當リヴアプール府にても往時入港船舶の收税權はモリニユー卿の所有なりしかば千六百七十二年當府會が有名なる七英里間の船渠を構造するの初に當り相當の代金を以て其收税權を買ひ受けたりと云ふ又當府のセフトン公園は今のセフトン伯の所有地なりしを以て府會は之を買ひ取るが爲めに二十五萬磅の巨額を支出したる由に聞けり其他愛蘭の如き全島殆んど貴族の有にして小作人は唯その土地を借耕するに過ぎず即ち今[illegible]の騒々たる所以にして是れも我王政維新の[illegible]に因りて貴族に封土の奉還を求め斯くて之を小作人に分與すればグラツドストン氏も之を[illegible]に及ばず[illegible]も頗る[illegible]するの[illegible]おけれども[illegible]社會[illegible]世襲先有權を重んずる英國にては斯かる處分の適用す可きやうもなくソールズベリー內閣にては過般の國會に例の愛蘭土地買上案を持ち出し先づ五百萬磅を以て其買上料に充つると爲せり即ち此等の金額は愛蘭の地主たる貴族諸氏のポッケットに入る可き者にして三朱利附の公債證書が二朱半の整理公債に變じたる位は固より以て意とするに足らず囊中春暖にして黃金花の如く優遊歡樂して以て歳を卒ふべし英國貴族の身分位地何んぞ其れ多幸なるや貧乏社會黨が之を睥睨して不平を唱へ耶蘇敎の坊主がロンドンの西端と東端とを比較して富人が極樂に行くは駱駝が針の孔を過ぐるよりも六ケしとて時に長大息を發するも一應謂れなき事には之なきまじと奉存候

右は貴族の記事なれども生計の富裕なるは彼の商工の素封家も矢張り同樣の事にして其致富の由來を問へば貴族と同年の談に非ざれども貧乏人の眼より視て其位地身分を羨むの趣は毫も異なるとなかる可し特に當リヴアプールの如きは職工勞役者の巣窟なるが故に府中貧富の懸隔は他の諸都府に比して一層甚しき由にして自然社會黨心を煽起する筈なる可きに然るに今日の處にて先づ以て其然るの狀あるを見ざるは甚だ不可思議なる次第なれども昨今當府歳暮の情況を見るに就き聊か思ひ當りたる事なきに非ず勿論當リヴアプール府にては貧民救助の一義に關して宗敎上より府政上より平常配慮すると大方ならず Work House, Boys' Home, Ragged School, Christian Girl's Society, Sailor's Home. 等を始め公共立の病院學校固より枚擧するに暇あらず此等は平常貧民を救助惠育するの趣向なれども歳暮クリスマスなどの場合には又特別の慈惠を施して厚意深情を貧民の心頭に注入するの工風を怠らざるもの―如し

（以下次號）

官報

○遞信省告示第二十四號

巴里締結里斯本改正萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第五左ノ通改正ス

明治廿二年二月廿五日　遞信大臣子爵榎本武揚

第五　亞爾日利ハ佛蘭西ノ一部ト看做シ「モナコ」侯國及「タンヂェル」（モロッコ）並ニ上海（清國）ニ設置ノ佛國郵便局ハ佛蘭西郵政廳ニ屬スルモノトシ「カンボヂャ」安南及「トンキン」ハ郵便事務上ニ於テハ交趾支那佛國殖民地同樣タルヘシ

○敍任

明治廿二年二月廿一日

敍從五位　平沼專藏

敍從七位　殿村惠津

雜報

○市町村制施行期日　市町村制施行期日の儀三重縣知事の具申に依り同縣津へ、長崎縣知事の具申に依り同縣長崎へ市制其他の町村へ町村制を孰も來る四月一日より施行すべき旨內務大臣より指揮せり

○外國貿易月報　大藏省關税局に於て調査せし外國貿易月報に據れば去る一月中の貿易高は左の如し

	輸出額	輸入額
有税品	三、八六八、八八三、一六	四、一四二、八七二、二四
無税品	一、八六九、八五一、九七	一四、五〇一、一五
船用品	一二九、四〇二、八〇	
右三品通計	五、八六八、一三七、九三	四、一五七、三七三、三九
金銀	二四五、〇三〇、八〇	三八九、七八五、四一

右の如く輸出入品全計一千零々二萬五千五百十一圓三十二錢、輸出の輸入に超過すると百七十一萬零七百六十四圓五十錢にして輸出入品を類別すれば左表の如し

輸出品類別表

品類	價額
[illegible]	一六、九六〇〇三
[illegible]	九二、三六八〇二
[illegible]	三五、八六〇一四
[illegible]	一六、一三一九二
[illegible]	九四、七八八三六
雜貨（生產ノ）	三六五、二四六一一
[illegible]材及[illegible]類	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]
雜貨（製作ノ）	[illegible]

輸入品類別表

品類	價額
兵器及諸機械類	三二九、六〇八、〇八
書籍及文具類	一五五、三一五、一〇四
藥材及製藥類	一二五、四一五、〇三
琥珀類	一〇四、七九三、二一七
角牙皮毛類	一五三、二二〇、三四
其他諸金屬類	五三五、一六〇、九
砂糖類	三九九、九一五、七八
毛及毛絲毛布類	三四〇、四七三、五九
麻及麻絲麻布類	一二〇、九五一、七
烟草類	二五、〇九〇、七四
雜貨（生粗ノ）	二三三、〇〇三、七七
飲食物類	七七〇、九四〇、六七
衣服類	三六、二九七、三〇六
染料彩料類	一一九、一二、三八
穀物	四二、七九四、五三八
油及蠟類	三八五、八〇八、六
鐵及鐵類	三六一、三三五、九〇〇
綿及綿絲類	一、三八五、二五九、一
綿布類	[illegible]
絹絲絹布類	三九、二八九、六
其他諸布帛類	二九、三二七、六〇〇
酒類	四三、六五八、三八
雜貨（製作ノ）	一四四、七八三、二三

○百年河淸を待つが如し　近頃耶蘇敎布敎の事に就き或る外國新聞の記する所を見るに亞細亞、亞弗利加二大陸の諸國に於て未だ耶蘇敎に歸依せざる者を數ふれば凡そ九億二千萬餘人ある上に生れ出づるもの即ち異敎信徒の中に算入せざるべからざるもの丶死者より多きこと凡そ一千一百萬餘人なりと云ふ共道の人の計算に據れば年々數多の宣敎師を亞細亞及び亞弗利加に派して改宗者を得るこそ一年僅かに六萬人に過ぎざる由此計算果して實に近しとすれば前の異敎信者一年の增加と改宗者百八十三年間の增加と等しき割合あり又右宣敎事業の殆んど十分の三四を取る　チヨルチ　ミツシヨナリー　ソサイチー　にては一年に四千人の信者を得る由にて即ち二千七百五十年を費さゞれば異敎信者一年の增加に及ばず假りに人類をして靜止不動ならしめ改宗者をして一旦改宗したる上は信心堅固なるものとし偖世界中の人類を悉く該ソサイチーの一手にて耶蘇敎信者たらしめんとするには三十三萬年以上を經ざるべからざる割合なり次に其費用は如何と云ふに近年印度錫蘭にて右敎會の宣敎師四百廿四人一萬一千零々三磅餘（凡五萬五千圓）を費して三百萬に近き人口中僅かに百九十人の信者を得しのみなるに傍ら已に百四十三人の信者を減じたりと云ひ支那にては二百四十七人の宣敎師一萬四千八百七十五磅餘（凡ろ七萬五千圓）を費して三億八千二百萬の人口中僅かに百六十七人の信者を得たるのみ又ベンガル、ボンベー等北印度にては七百十五人の宣敎師三萬四千百八十六磅（凡十七萬圓）を費して百七十三人の信者を得たるのみにして右を平均すれば一人の信者を得るに六七十磅（凡三百圓）を費す割合なりといふ

○染布乾燥室の發明　府下の染物屋にては其張場及び謂ゆる葡萄棚等を設くるに三百坪乃至千坪の土地を要し土即是金の中央市街、如何にも出費に堪へ難きより遠方ながら本所深川等場末の地を買求めて僅かに張場を設くるなど同商に取り一方ならぬ不便を除く爲め兼て燻魚製造に從事せる靜岡縣士族秋元高義氏と云へるが今度發明したる染布乾燥室は煉瓦石造六尺四方の室にて少量の焚物を用ひ一人にて十二時間に五百反餘を乾かし得るものにて本所林町二丁目七十一番地辻喜一郎方にて試驗せし所晒木綿を始め西洋染布、紺染、糊附布等いづれも好結果を現はし中にも紺染布は日光に於るより一層の光澤ありしと之を聞込みたる府下の同業者は我先きにと同所に至り一見を望むもの多き由なれど未だ發賣前故固く斷り居ると云ふ

○德嶋縣下の輸入酒　最近の調査に據れば德嶋縣下に一年間に輸入する酒類は淸酒二千九百廿一石此代六萬四百五十圓二十五錢、外國酒二千四百ダース此代六千五百二十圓なりしと

○憲法越しの賣高　此程の紙上に見えたる府下の菓子商風月堂にて憲法發布の當日より賣出したる憲法越しと稱する菓子は風味の一種淡泊なる上に時機に投じたるものと見え近頃非常に賣行き始めの內は日に一石の原料を用ひしが今は原料二石五斗にて一萬七八百本の菓子（此價凡

賣切となる

に合ひ兼ね

○津輕家々

る分部龜吉

が其裁判を

所は終に此

に同人は其

に於て今二

○新川書

は既に世間

先出を爭ふ

なるに如か

の如く共解

に至ては大

者の注意と

制に略なれ

となし之を

聯讀せる人

らしめんと

し集成社及

政治科講義錄
司法科講義錄
美術園
行政學叢書
經濟及統計
日本理財雜誌
普通學講義錄
銀行雜誌

英國

議事の體裁

て其議事の

以即ち政論

の始めに於

を設けずし

せしが此事

の性質は勿

論激に流れ

自由ありと

佛國は即ち

も猶ほ往々

ずや皆是れ

所にして固

直に此より

きに非さる

る者は深く

抑も英國人

れども又一

に備ふの外

弊あるもの

にても其仕

々皆然らさ

正しく一僅

ち其整然た

るの比にあ

の弊を滅す

れの〳〵私

ものありて

に反對黨は